

# 福山市立城東中学校PTA会則

## 第 1 章 総 則

- 第1条 本会は城東中学校PTAと称する。
- 第2条 本会の事務局は城東中学校内に置く。
- 第3条 本会は会員相互の研修と協力により城東中学校生徒の福祉を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 生徒の育成と保健養護に関すること。
  - 2 教育問題について連絡提携協力ならびに研修に関すること。
  - 3 会員の教養増進に関すること。
  - 4 学校施設の充実と教育環境の改善に関すること。
- 第5条 本会は城東中学校生徒の保護者と教職員をもって組織する。
- 第6条 本会の運営のために会員は毎月一定の会費を搬出する。  
会費は月額400円とし、二人目からは200円とする。

## 第 2 章 役 員

- 第7条 本会に次の役員を置く。
- 1 会 長 1名
  - 2 副 会 長 若干名（内1名は市P連女性部会員とする）
  - 3 地区委員 若干名（地区別正副各1名）
  - 4 地区代表 若干名（各小学校区正副各1名）
  - 5 地区部長 正副各1名
  - 6 学年委員 各学級3名
  - 7 学年代表 各学年正副各1名
  - 8 学年部長 正副各1名
  - 9 広報委員 各学級1名
  - 10 広報部長 正1名、副2名
  - 11 会計監査委員 2名
  - 12 幹 事 若干名
  - 13 教職員代表 若干名
- 第8条 本会に顧問を置くことができる。
- 第9条 役員の任期は1カ年とする。但し後任者の決定まではその任務を遂行する。補充役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第10条 役員の任務は次の通りとする。
- 1 会長は本会を代表し一切の会務を総括する。
  - 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。
  - 3 地区委員は地区委員会を構成し、生徒の校外補導、交通安全、社会環境の改善にあたる。地区部長は地区委員会を統括する。地区代表は地区を代表し、評議員会に参画する。
  - 4 学年委員は学年委員会を構成し、会員の相互研修ならびに学年運営にあたる。学年部長は学年委員会を統括する。学年代表は学年を代表し、評議員会に参画する。
  - 5 広報委員は新聞発行ならびに広報業務にあたる。正副部長は評議員会に参画する。
  - 6 教職員代表は教職員を代表し、評議員会に参画する。
  - 7 顧問は会長の諮問に応ずる。

- 8 会計監査委員は会計の監査にあたる。
  - 9 幹事は評議員会に参画し、庶務会計等にあたる。
- 第11条 役員の選出は次の通りとする。
- 1 会長、副会長ならびに会計監査委員は評議員会において選出し、総会の承認を得るものとする。
  - 2 地区部長は地区代表より正副1名を互選する。
  - 3 地区代表は地区委員より小学校区ごとに正副各1名を互選する。
  - 4 地区委員は地区ブロック別に若干名を互選する。
  - 5 学年部長は学年代表より正副各1名を互選する。
  - 6 学年代表は学年委員より学年ごとに正副各1名を互選する。
  - 7 学年委員は学級別に3名を選出する。
  - 8 広報委員は学級別に1名を選出する。
  - 9 広報部長は広報委員より正1名、副2名を互選する。
  - 10 教職員代表は教職員より若干名を選出する。
  - 11 幹事は会員及び学校職員をあてる。
  - 12 顧問は城東中学校長ならびに会長が委嘱するものをもってこれにあてる。
  - 13 各委員が正副会長ならびに監査委員に選出された場合は当該選出機関はその補充をする。

### 第 3 章 会 議

- 第12条 会議は総会、評議員会、地区委員会、学年委員会、広報委員会とし、会長がこれを招集する。
- 第13条 総会は本会の最高の議決機関で、通常年1回行い次の事項を議決する。
- 1 会務および役員の承認
  - 2 決算の承認
  - 3 予算案の審議決定
  - 4 会則の変更
  - 5 その他必要事項
- 第14条 評議員会は会長、副会長、地区正副部長、学年正副部長、地区代表、学年代表、広報正副部長、教職員代表、幹事、顧問をもって構成し、重要事項を審議し決定する。  
なお、議長を選出し会の運営にあたる。
- 第15条 各委員会は本会の執行機関である。また必要に応じ、特別委員会を設けることができる。

### 第 4 章 慶 弔 互 助

- 第16条 本会の表彰ならびに慶弔互助に関しては、別に定める規程による。  
この規程は評議員会において定める。

### 第 5 章 付 則

- 第17条 本会に次の帳簿を備える。  
会員名簿、役員名簿、会計簿、記録簿、会計徴収簿
- 第18条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第19条 本会則は 昭和59年5月22日一部改正  
昭和61年5月22日一部改正  
平成 9年5月23日一部改正  
平成16年5月14日一部改正

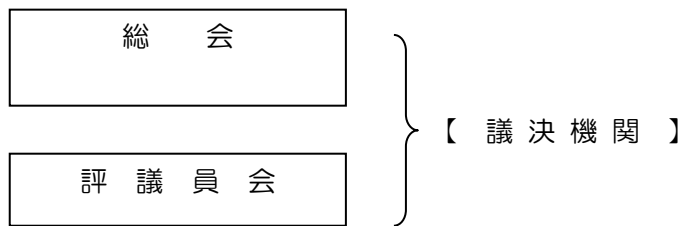
# 役 員 組 織 図

監  
査  
委  
員

地区部長	広報部長	学年部長	会長
地区代表 小学校区ごと正副各1名	正 1名 副 2名	学年代表 学年ごと正副各1名	副会長 教職員代表 幹事 顧問
地区委員	広報委員	学年委員	太枠内で 評議員会を組織

(特別委員会は必要に応じて組織する。)

監  
査  
委  
員



【 執 行 機 関 】

